

地方自治法改正案に反対する意見書

政府は、新型コロナウイルス感染症や大規模な災害対応などを理由に、閣議決定だけで、国が自治体に指示権を発動できる規定を盛り込んだ「地方自治法改正案」を衆議院で可決し、現在、参議院で審議している。

2000年（平成12年）の地方自治法改正により、それまでの国と地方自治体の関係は「上下・主従」の関係から「対等・協力」に転換した。従来の機関委任事務を廃止し、地方自治体の事務を法定受託事務と自治事務に分け、その中で国の地方自治体への指示権は、個別法に規定された法定受託事務に限定した。しかし、本改正案では、自治事務にも国の指示権行使を可能とするものとなっている。「大規模な災害、感染症のまん延その他」の場合、「閣議の決定を経て、地方自治体に対し、必要な指示をすることができる。」としている。

さらには「安全に重大な影響を及ぼす事態が発生するおそれがある場合」とも記載されており、国による指示の範囲が際限なく広がりかねない。

憲法には、地方自治を明記しており、政府から独立した機能をもつ「団体自治」と、住民の意思にもとづく「住民自治」を保障している。このことから、本改正案は、憲法に抵触する恐れがある。

よって坂城町議会は、政府に対し、憲法を遵守し地方分権を明記した現地方自治法を尊重することを求め、同法案には反対である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 6月19日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

法務大臣 小 泉 龍 司 殿